

## 第3章 事業計画

### 1 重点的取組

令和7年までの施策の方向性を定めた「基本計画」を基に、今後5年間の具体的な施策を「事業計画」としてとりまとめました。この事業計画においては、社会・経済情勢の変化や地域社会を取り巻く状況を踏まえ、次の7つの取組について今後5年間に重点的に取り組むこととします。

#### (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

少子高齢化が進展し、人口減少時代の到来により総人口や生産年齢人口（15歳から64歳）の減少が見込まれる中、労働力を確保するには女性の労働市場参加が不可欠となります。女性の仕事と生活の両立には、家庭等における男性の家事・育児・介護等への参画が不可欠であり、男性が従来の職場中心のライフスタイルを見直し、男女がともに、家庭生活や地域活動も含め、個人の希望に応じた多様なライフスタイルの実現を目指すことが重要です。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に努めるとともに、仕事と家庭の両立支援等、職場における環境の整備を促進します。

#### (2) 子育て・介護への支援

本県が、令和元年度に行った「第58回県政に関する世論調査」によると、男女共同参画社会を実現するための行政の取組として、「子育てや介護中であっても仕事を続けられるように支援する」が64.8%、「保育及び介護の施設やサービスを充実する」が62.8%、「子育てや介護中でいったん仕事を辞める人の再就職を支援する」が60.7%など、子育て・介護と仕事の両立支援への要望が高くなっている現状があります。そこで、ライフステージに応じた男女共同参画の推進として、子育て・介護への支援体制の整備等を促進します。

#### (3) 地域活動における男女共同参画の促進

地域においては、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等による地域コミュニティの弱体化といった変化が生じており、男女がともに地域活動を担わないと立ち行かなく

なる状況となっています。地域力を高め、持続可能な社会を築くには、男性も女性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

男女双方の積極的な地域活動への参画を促進し、地域の活性化を図り、地域における身近な男女共同参画を促進します。

#### (4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、未だに少ないのが現状です。本県における審議会等女性登用率は令和2年4月1日現在で30.3%に留まっており、全国的に見ても低い水準です。これまで男性中心になりがちだった政策・方針決定過程の場へ、女性が力をつけ、参画できるようにしていくことが重要です。

女性が政策・方針決定過程へ積極的に参画できるよう環境の整備に努めるとともに、女性がその持てる能力を十分発揮できるよう支援することにより、政策・方針決定過程への男女共同参画を促進します。

#### (5) DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

令和元年度県民意識調査において、DVの被害経験について聞いたところ、女性の約3人に1人、男性の約4人に1人が被害を受けているという回答結果でした。また、何度も被害を受けた人は、女性では約6人に1人、男性では約15人に1人という回答結果でした。これらの結果を受け、県として今後も広報啓発と被害者への支援に重点的に取り組んでいく必要があります。

DVは家庭内で行われることが多いため、子どもにも重大な影響を及ぼします。

DVと児童虐待は同じ家庭内で同時に発生することも多く、また、児童虐待防止法では、子どもがDVを目の当たりにすれば、児童虐待になると規定されており、DVと児童虐待の被害者支援は、両面から対応していく必要もあります。

さらに、しつけと称する体罰等、家庭内での児童虐待の事案も発生していることから、児童虐待についても重点的に取り組んでいく必要があります。

この他、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題になっています。  
こうした状況を踏まえ、DVや児童虐待等あらゆる暴力の根絶を図るとともに、  
被害者への支援を図っていきます。

#### (6) 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

本県は、令和元年に房総半島台風や大雨等の災害が発生し大きな被害を受けました。  
大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子ども、  
脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。  
男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社  
会の実現にとって必要です。防災、復興における男女共同参画の視点を取り入れた取  
組が進められるよう取り組んでまいります。

#### (7) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

令和元年度県民意識調査によると、男女の平等意識において、男性優遇と感じてい  
る人の割合が約7割との調査結果でした。依然として男性が優遇されているとの認識  
が高い現状です。

男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要だということが十分に理解され、  
全ての人が、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、  
女性だけでなく、男性、高齢者、若者、子ども等の視点から男女共同参画を捉える必  
要があります。

この計画では、男女の平等意識が改善されるよう努めるとともに、女性、男性、  
高齢者、若者、子ども等あらゆる人々にとって、男女共同参画が必要だということが  
共感されるよう、広報啓発活動を積極的に推進します。

## 2 施策の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進

### 施策の方向① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進 **重点**

#### 施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進など、働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援を行うことなどにより、企業の働き方改革の取組を支援します。

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰（男女共同参画課）
- 「働き方改革」推進事業（雇用労働課）
- 働き方改革に取り組む企業の登録制度（雇用労働課）

| 指標名                            | 現状<br>(令和元年度) | 目標<br>(令和7年度) |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| 男女共同参画推進事業所表彰件数                | 37 社          | 49 社          |
| 働き方改革アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数 | 70 社          | 増加を目指します      |

#### 施策2 育児休業・介護休業制度の普及・定着

男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児休業・介護休業制度等両立支援制度の普及・定着を図ります。

- 千葉県男女共同参画推進連携会議等における周知広報（男女共同参画課）
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰（男女共同参画課）
- 働き方改革に取り組む企業の登録制度(再掲)（雇用労働課）

#### 施策3 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備

職員がいきいきと意欲的に職務に取り組むことができるよう、多様で柔軟な働き方が可能となるテレワーク（在宅勤務やサテライトオフィス）で業務ができる等、仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備を推進します。

- 県職場における仕事と家庭の両立が可能な職場環境の整備  
(総務課、行政改革推進課、(教)教育総務課、(教)教職員課、(警)警務課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題 1 労働の場における男女共同参画の促進

## 施策の方向② 雇用の分野における男女共同参画の促進

### 施策 1 雇用の分野における女性の活躍推進

女性が、その持てる能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するために、女性の活躍を推進するためのシンポジウムや就業のための講座等を開催します。

- 千葉県男女共同参画推進連携会議女性活躍推進特別部会シンポジウムの開催  
(男女共同参画課)  
○ 女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催 (男女共同参画課)

### 施策 2 男女共同参画を推進している企業の表彰

労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用・職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内の事業所を表彰します。

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰(再掲) (男女共同参画課)

### 施策 3 労働相談の実施

労働者や使用者、県民が直面する賃金不払い、解雇、セクシュアルハラスメント・マタニティハラスメント・パワーハラスメント等職場におけるハラスメント、長時間労働、配転・出向等の様々な労働問題に対して、専門の相談員が相談業務を実施し、健全で安定した労使関係の定着を促進します。

- 労働相談の実施 (雇用労働課)

### 施策 4 ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントを防止するために、事業主が講じるべき措置等について、市町村や民間団体等との連携・協働などにより、ハラスメント防止の重要性についての理解の浸透を図ります。

また、県職場等においても、引き続き職場におけるハラスメントを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保していきます。

- ホームページ・メールマガジン等によるハラスメント防止への普及啓発  
(男女共同参画課)
- ハラスメント対策の周知  
(雇用労働課)
- 県職場におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止  
(総務課、(警) 警務課)
- 公立学校等におけるパワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの防止  
((教) 教育総務課、(教) 教職員課)

| 指標名                                                 | 現状<br>(令和元年度)        | 目標<br>(令和7年度) |
|-----------------------------------------------------|----------------------|---------------|
| 職場等のハラスメントを人権侵害と感じる者の割合<br>(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 80.0%<br>男性 78.1% | 増加を目指します      |

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題 1 労働の場における男女共同参画の促進

### 施策の方向③ 誰もが健康で安心して働ける環境の整備

#### 施策 1 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底

全国安全週間の実施について広報し、労働安全衛生法の周知を図ります。  
また、関係団体が開催する大会を後援し、労働安全衛生に係る意識高揚を図ります。

- 労働安全衛生に係る意識高揚の促進  
(雇用労働課)

#### 施策 2 職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進

仕事に関する強い不安やストレスによる労働者の心の健康問題が労働者本人のみならず、家族、事業所、社会に与える影響が大きくなっていることから、臨床心理士による相談を実施します。

また、県職場等においても、メンタルヘルスのためのストレスチェック制度や心の健康相談を実施します。

- 働く人のメンタルヘルス特別相談の実施  
(雇用労働課)
- 県職場等におけるメンタルヘルスのためのストレスチェック制度や心の健康相談の実施  
(総務ワークステーション、(企) 総務企画課、(病) 経営管理課、(警) 厚生課)
- 県立学校等におけるストレスチェックの実施  
((教) 学校安全保健課)



### 施策3 健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発

誰もが安心して長く働き続けるためには、労働法の基礎知識を身につけることが大切であることから、働くに当たって必要となる知識を習得する機会を提供します。

- 労働教育講座の開催 (雇用労働課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進

### 施策の方向④ 農林水産業における男女共同参画の促進

#### 施策1 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業経営において、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある立場での経営への参画を促進するとともに、次世代の農林水産業経営を担う若手の女性後継者を育成します。

また、更なる地域農業の振興に向け、地域活動への女性参画を推進するとともに、地域や産地をけん引し活躍できるリーダーとなりうる人材を育成します。

- 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 (担い手支援課)
- 農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 (担い手支援課)
- 地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催 (担い手支援課)
- 若手女性農業者の知識・技術力向上のための研修会の開催 (担い手支援課)
- 女性林業者の知識・技術力向上のための研修支援 (森林課)
- 指導的林業者育成支援 (森林課)
- 女性漁業者の経営参画及び地域活動促進に向けた研修会の開催 (水産課)
- 女性漁業者の資質向上を図るための活動支援 (水産課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就農支援講座)の開催 (男女共同参画課)

| 指標名                        | 現状<br>(令和元年度)        | 目標<br>(令和7年度) |
|----------------------------|----------------------|---------------|
| 家族経営協定※ <sup>16</sup> 締結数  | 2,039 戸<br>(R2.3.31) | 2,300 戸       |
| 女性の認定農業者数                  | 617 人<br>(R2.3.31)   | 800 戸         |
| 女性の農業士等※ <sup>17</sup> 認証数 | 121 人<br>(R2.3.31)   | 180 戸         |

※ 16 家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境（労働時間、報酬等）などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

※ 17 農業士等

地域農林水産業の発展に貢献するとともに、後継者の育成に当たるなど指導力がある者等として知事の認証を受けた農林水産業従事者。

（目標指標に含むもの：農業士、指導農業士、林業士、指導林家、漁業士）

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

基本的な課題 1 労働の場における男女共同参画の促進

## 施策の方向⑤ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援

### 施策 1 自営業者や起業家等に対する支援

起業に関する女性講座の開催や、家庭との両立や経営ノウハウの取得が課題となっている女性経営者や創業者が多い中、ワンストップで様々な経営課題に関する相談に応じるほか、低利融資や起業家同士の交流会の実施などにより、経営基盤の強化を支援します。

- 女性リーダー養成講座（女性のための起業支援講座）の開催（再掲）  
（男女共同参画課）
- 中小企業者及び起業家に対する経営相談の実施（経営支援課）
- 中小企業者及び起業家に対する融資（経営支援課）
- 中小企業者及び起業家に対する創業、経営革新、事業継続計画及び事業承継セミナーの開催（経営支援課）
- 起業機運の向上、起業家の支援（経営支援課）

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

基本的な課題 1 労働の場における男女共同参画の促進

## 施策の方向⑥ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援

### 施策 1 女性の再就職支援

出産や子育てを機に離職し、また働きたいという意欲を持つ女性の再就職を支援します。

- 「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援（雇用労働課）
- 女性の再就職支援に係る関連情報の提供（雇用労働課）
- 女性リーダー養成講座（女性のための就労支援講座）の開催（再掲）  
（男女共同参画課）



## 施策2 離職者等に対する支援

職業能力開発を必要とする求職者に、高等技術専門校における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練の受講機会を提供することにより、離職者等の円滑な就職を支援します。

- 離職者等を対象とした職業訓練 (産業人材課)

基本目標1 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題1 労働の場における男女共同参画の促進

## 施策の方向⑦ 多様な働き方に対する支援

### 施策1 多様な働き方に関する情報提供

様々な媒体を活用して多様な働き方に関する情報提供を行います。

- 内職求人情報の提供 (雇用労働課)

### 施策2 シニア世代の多様な働き方支援

シニア世代の能力と意欲を活かすため、セカンドステージにおける多様な働き方を支援します。

- 「千葉県ジョブサポートセンター」における再就職支援(再掲) (雇用労働課)
- シニアの就労支援に係る関連情報の提供 (雇用労働課)

基本目標1 あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

## 施策の方向① 子育て・介護への支援 **重点**

### 施策1 地域における子育て支援の体制の整備

安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援の充実を図るため、保育所等の整備を促進するとともに、既存の幼稚園や保育所の認定こども園への移行希望なども踏まえながら、認定こども園の普及に努めます。

また、小学校入学後の保育需要に対応する放課後児童クラブや病児を病院・

保育所等で一時的に預かる病児保育等、多様なニーズに対応する子育て支援サービスの拡充を図ります。

併せて、学校・家庭・地域が連携した家庭教育を推進するため、家庭教育支援チームを設置する市町村への支援や子育てする親の孤立化の防止、個々の家庭への相談体制の充実を図ります。

- 保育所等施設整備の助成 (子育て支援課)
- 認定こども園施設整備の助成 (子育て支援課)
- 放課後児童クラブへの助成 (子育て支援課)
- 病児保育事業への助成 (子育て支援課)
- 家庭教育支援チーム設置市町村への支援 ((教)生涯学習課)

| 指標名                  | 現状<br>(令和元年度)     | 目標<br>(令和7年度) |
|----------------------|-------------------|---------------|
| 子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合 | 79.9%             | 80.0%以上       |
| 保育所等待機児童数            | 833 人<br>(R2.4.1) | 0 人           |

## 施策2 幼児教育・保育に関わる職員の人材育成・確保と資質の向上

保育士及び保育教諭の資格取得や就業の支援とともに、働きやすい環境を整備します。

また、幼稚園・小学校の教員、保育士等が合同で研究や協議を行う取組や研修等を通じて、幼児教育に関わる職員の人材育成と資質向上を図ります。

- 保育士修学資金等貸付事業 (子育て支援課)
- 保育教諭確保のための資格取得支援事業 (学事課・子育て支援課)
- ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業 (子育て支援課)
- 千葉県保育士処遇改善事業 (子育て支援課)
- 保育所保育士等研修事業 (子育て支援課)
- 幼稚園・小学校の教員、保育士等による研究協議等の実施 ((教)学習指導課)

## 施策3 幼稚園における預かり保育の推進

学校法人立等の幼稚園において、教育時間の前後や休業期間中(土日祝・長期休業中)に、園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」に係る人件費を補助することにより、保護者の育児負担の軽減及び仕事と生活の調和の促進に貢献します。

- 幼稚園における預かり保育の推進 (学事課)

#### 施策4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

放課後や夏休み等の長期休暇中に、障害のある子どもに通所してもらい、日常生活上の基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行うほか、家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間施設に受け入れるショートステイを充実します。

- 放課後等デイサービス事業の充実 (障害福祉事業課)
- 障害児短期入所の充実 (障害福祉事業課)

#### 施策5 結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージにある県民を対象とした、県や市町村からの支援情報等の提供機能や電子版「チーパス」を提供する機能を組み込んだスマートフォンアプリ及びウェブサイトを活用します。

また、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、市町村が設置している「子育て世代包括支援センター」について、より効果的な運営ができるよう研修等を通じ支援します。

併せて、平成28年度の児童福祉法改正により市町村が整備に努めなければならないとされた、子どもや妊婦を対象に専門的な相談等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を支援します。

- チーパス・スマイル運用管理事業 (子育て支援課)
- 子育て世代包括支援センター支援事業 (児童家庭課)
- 「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援 (児童家庭課)

#### 施策6 地域における介護支援の体制の整備

介護を必要とする高齢者の在宅での生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの普及とともに、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者の受皿として特別養護老人ホーム等の施設整備を進めます。

また、福祉・介護人材の確保と定着促進対策を充実します。

- 在宅介護を支える地域密着型サービスの整備への支援 (高齢者福祉課)
- 特別養護老人ホーム等の施設整備 (高齢者福祉課)
- 福祉・介護人材の確保と定着促進 (健康福祉指導課)
- 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の養成 (高齢者福祉課)

| 指標名                | 現状<br>(令和元年度)         | 目標<br>(令和7年度) |
|--------------------|-----------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム整備床数      | 27,808 床<br>(R2.3.31) | 増加を目指します      |
| 介護人材確保対策事業費補助対象事業数 | 172                   | 増加を目指します      |
| 主任介護支援専門員の人数       | 2,103 人<br>(R2.3.31)  | 2,400 人以上     |

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題Ⅱ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

## 施策の方向② 家庭生活における男女共同参画の促進

### 施策Ⅰ 家庭生活における男女共同参画に対する支援

子育て支援のための事業を充実させ、男女が協力して子育てをし、望ましい親子関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。また、男性の家事参加を促すための取組を実施します。

- 子育て支援講座、親子講座の開催 (教) 生涯学習課
- 男女共同参画センターにおける学習・研修の実施 (男女共同参画課)
- 男女共同参画週間(6/23～29)における広報・啓発 (男女共同参画課)

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題Ⅱ ライフステージに応じた男女共同参画の促進

## 施策の方向③ 地域活動における男女共同参画の促進

重点

### 施策Ⅰ 地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実 (男女共同参画課)

### 施策Ⅱ 市民活動への参加促進

NPOやボランティアの基礎知識、県の施策状況などについての説明会や活動体験等を通じた地域のボランティア活動への参加のきっかけづくりを行

う事業を実施するなど、県内のボランティア・NPO活動に関する広報・普及啓発を行い、県民活動に対する理解の向上、参加促進等を図ります。

また、地域活動の情報を、インターネットを通じて提供し、地域の活力を向上させます。

- ちば県民活動PR月間（11/23～12/23）の実施（県民生活・文化課）
- ホームページ、メールマガジンを活用した広報啓発（県民生活・文化課）
- 出前説明会等の実施（県民生活・文化課）
- ボランティア活動への参加促進（県民生活・文化課）
- 地域づくり情報広場における情報提供（政策企画課）

### 施策3 高齢者等の地域活動への参画支援

生涯大学の学生及び卒業生による地域活動への参画を支援します。

- 高齢者等の地域活動への参画支援（高齢者福祉課）

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

## 施策の方向① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

重点

### 施策1 県が設置する審議会等への女性登用促進

県の審議会等委員の委嘱に際し事前協議を行うことなどにより、審議会等委員への女性の登用促進を図ります。

- 県が設置する審議会等への女性登用促進（男女共同参画課）

| 指標名              | 現状<br>(令和元年度)     | 目標<br>(令和7年度) |
|------------------|-------------------|---------------|
| 県の審議会等における女性委員割合 | 30.3%<br>(R2.4.1) | 40%           |

### 施策2 県の女性人材リストの充実

審議会委員等への女性の更なる登用を図るために、人材の掘り起こしを行うとともに、幅広い分野の女性人材情報をまとめた女性人材リストの充実を図ります。

- 県の女性人材リストの充実（男女共同参画課）

### 施策3 県職場における女性職員の登用推進

職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、引き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

- 女性職員の登用推進 (総務課、関係各課)
- 女性警察職員の登用推進 ((警) 警務課)

### 施策4 公立学校等における女性教職員の登用推進

教育庁、教育機関、公立学校において、教職員の意欲、能力等を十分考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を図ります。また、研修による意識改革や人材開発に努めるとともに、引き続き職域拡大を図り、積極的に女性を登用していきます。

- 女性教職員の登用推進 ((教) 教育総務課、(教) 教職員課)

### 施策5 事業所、団体等における女性登用促進

女性の登用や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援など、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰し、県のホームページなどで紹介することや、取組の方法について学ぶセミナーを開催するなど、事業所における男女共同参画の取組を促進します。

また、農林水産業における政策・方針決定において、男女の意見を等しく反映させるため、女性の方針決定の場への参画を進めます。

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰 (再掲) (男女共同参画課)
- 農山漁村女性団体ネットワークの活動支援 (再掲) (担い手支援課)
- 農山漁村男女共同参画地区推進会議の運営 (再掲) (担い手支援課)
- 地域農業・産地力アップ女性リーダー講座の開催 (再掲) (担い手支援課)
- 農業協同組合の女性役員の登用促進 (団体指導課)
- 女性農業委員等の登用促進 (農地・農村振興課)

| 指標名                | 現状<br>(令和元年度)      | 目標<br>(令和7年度) |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 農業協同組合の役員に占める女性の割合 | 8.4%<br>(R2.3.31)  | 15%           |
| 農業委員に占める女性の割合      | 13.5%<br>(R2.3.31) | 30%           |



基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり  
基本的な課題３ 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

## 施策の方向② 女性の能力発揮への支援

### 施策１ 女性の能力発揮への支援

自己啓発講座や女性リーダー養成の講座などを開催し、女性の能力発揮を支援します。

- 自己啓発・人材養成セミナーの開催 (男女共同参画課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題４ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

## 施策の方向① DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点**

### 施策１ 暴力を許さない社会に向けた広報啓発

DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者等への相談窓口(女性向け・男性向け)の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

また、若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

- DV相談カード等の作成配布 (児童家庭課)
- 街頭キャンペーンの実施等による県民への意識啓発 (児童家庭課)
- セミナーの開催等によるDV予防教育の推進 (児童家庭課)

| 指標名                                             | 現状<br>(令和元年度)        | 目標<br>(令和7年度) |
|-------------------------------------------------|----------------------|---------------|
| DVが人権侵害であると認識する人の割合<br>(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 77.8%<br>男性 74.1% | 増加を目指します      |

### 施策２ DV防止及び被害者支援の総合的な推進

各配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が安心して安全・平穏な生活を送ることができるよう相談等に応じるとともに、同行支援の実施等により、被害者の自立を促進します。

- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 (児童家庭課)
- 女性サポートセンターにおける一時保護 (児童家庭課)
- DV職務関係者への研修 (児童家庭課)
- DV被害者の生活再建支援 (児童家庭課)

### 施策3 DV・ストーカー事案対策の推進

DV・ストーカー事案の被害者等に対し、被害防止のための助言・指導を行うほか、一時保護のための関係機関への引き継ぎを適切に行います。

また、被害者、被害者の親族等の二次被害の防止と保護措置の徹底を図ります。

- DV・ストーカー事案対策の推進 ((警) 人身安全対策課)

### 施策4 児童虐待防止対策の総合的な推進

児童虐待(しつけと称する体罰含)の防止は、緊急に対応すべき課題であり、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な一時保護、自立に向けた支援等、切れ目のない支援の確立に向けて総合的に児童虐待防止対策を推進します。

併せて、平成28年度の児童福祉法改正により市町村が整備に努めなければならないとされた、子どもや妊婦を対象に専門的な相談等を行う「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を支援します。

- 児童相談所虐待防止体制の強化 (児童家庭課)
- 児童相談所専門機能の強化 (児童家庭課)
- 児童虐待対策関係機関の強化 (児童家庭課)
- 子ども虐待防止地域力の強化 (児童家庭課)
- 児童相談所支援システムの充実 (児童家庭課)
- 社会福祉審議会社会的養護検討部会の開催 (児童家庭課)
- 切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業 (児童家庭課)
- 「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置への支援(再掲) (児童家庭課)

| 指標名                 | 現状<br>(令和元年度) | 目標<br>(令和7年度) |
|---------------------|---------------|---------------|
| 「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置数 | 15市           | 全市町村設置        |

### 施策5 DV及び児童虐待に関する関係機関・団体との連携強化

DV及び児童虐待は、多くの段階にわたって、多様な関係機関による支援が必要であるため、市町村や関係機関が相互に理解を深め、連携できる体制を強化します。

- 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催 (児童家庭課)
- 市町村DV担当課長会議の開催 (児童家庭課)
- 市町村児童虐待防止ネットワーク機能の強化 (児童家庭課)
- 千葉県要保護児童対策協議会の開催 (児童家庭課)
- 児童虐待防止医療ネットワーク事業 (児童家庭課)
- 児童虐待事案における関係機関との連携強化 ((警) 少年課)

| 指標名                     | 現状<br>(令和元年度)      | 目標<br>(令和7年度) |
|-------------------------|--------------------|---------------|
| 要保護児童対策地域協議会の<br>設置市町村数 | 54 市町村<br>(R 元.12) | 54 市町村        |

## 施策6 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等からの相談等に対応するため、総合的な窓口の一層の充実を図ります。また、社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進するため、あらゆる機会を活用して広報啓発活動等を推進し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者支援に関する理解を深める活動を行います。

さらに、性暴力・性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制強化に努めます。

- 犯罪被害者等からの相談等の充実 (くらし安全推進課、(警) 警務課)
- 民間被害者支援団体への相談業務委託 ((警) 警務課)
- 社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進 ((警) 警務課)
- 性暴力・性犯罪被害者に対するワンストップ支援の体制の強化 (くらし安全推進課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

## 施策の方向② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり

## 施策1 人権尊重思想の普及・高揚

人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会をとらえて幅広く啓発活動を実施します。

- 人権問題講演会やメディア等による啓発活動 (健康福祉政策課)

## 施策2 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除並びに人身取引対策

売春、違法風俗営業等に対する取締りを実施するとともに、風俗営業者等に対する指導を徹底するなどして、風俗環境の浄化と違法風俗店等の排除に関する取組を推進します。人身取引事犯に対しては、被害者の保護を徹底するほか、各種法令を多角的に適用して、雇用主のみならず、ブローカー等を検挙し、組織的背景の解明に努めます。

- 風俗環境の浄化及び違法風俗営業店等の排除 ((警) 風俗保安課)
- 人身取引(トラフィッキング) 対策 ((警) 風俗保安課)

## 施策3 青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化

青少年を有害図書やインターネット上の有害情報などの有害環境に近づけない、利用させないための取組を推進し、青少年を性的被害から保護します。また、深夜営業施設への指導、繁華街などでの共同パトロール、風俗店、酒・たばこ販売店、出会い系サイト事業者等に対する指導・取締りを実施するほか、児童買春・児童ポルノ<sup>※18</sup>等の福祉犯罪の取締りを強化します。

- 書店・携帯電話等販売店・カラオケボックス・インターネットカフェ等への立入調査の実施 (県民生活・文化課)
- フィルタリングの利用促進に向けた広報・啓発の推進 (県民生活・文化課)
- 青少年を取り巻く有害環境の浄化 ((警) 少年課)
- 性的被害を中心とした福祉犯罪の取締り強化 ((警) 少年課)

### ※18 児童買春・児童ポルノ

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条の規定による十八歳に満たないものに対する買春(児童買春)や性交等の写真・電磁的記録に係る記録媒体等(児童ポルノ)をいう。

## 施策4 青少年の健全育成及び非行防止・立ち直り支援

青少年の非行やインターネットトラブルを未然に防ぐため、青少年とその保護者に対して広報・啓発を行います。

街頭補導活動や学校における非行防止教室の開催など、保護者、関係機関・団体等と連携した非行防止・立ち直り支援活動を推進します。

- 青少年非行防止対策に係る広報・啓発 (県民生活・文化課)
- 学校における非行防止教室の開催等による非行防止・立ち直り支援活動の推進 ((警) 少年課)

## 施策5 交番等の整備による相談しやすい環境づくり

交番等の新設や建て替えに際し、コミュニティルーム（相談室）を整備して、相談者のプライバシーに配慮するほか、交番や移動交番車への女性警察官等の配置により、相談者の心情に配慮した警察活動を行うなど、相談しやすい環境づくりを推進します。

- 交番等の整備による相談しやすい環境づくり（（警）地域課）

## 施策6 セクシュアルハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントを防止するために、事業主が講じるべき措置等について、市町村や民間団体等との連携・協働などにより、ハラスメント防止の重要性についての理解の浸透を図ります。

また、県職場等においても、引き続き職場におけるセクシュアルハラスメントを防止し、職員がその能力を十分発揮できるような良好な職場環境を確保していきます。

- ホームページ・メールマガジン等によるセクシャルハラスメント防止への普及啓発（男女共同参画課）
- ハラスメント対策の周知（再掲）（雇用労働課）
- 県職場におけるセクシュアルハラスメントの防止（総務課、（警）警務課）
- 公立学校等におけるセクシュアルハラスメントの防止（（教）教育総務課、（教）教職員課）

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

## 施策の方向③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

### 施策1 インターネット上の違法情報に関する取締りの強化等

インターネット上の児童ポルノ等、違法情報に対する取締りを強化し、青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進します。また、児童や教職員などを対象としたネット安全教室を開催し、SNSの適正な利用等に関する広報啓発活動を推進します。

- インターネット上の性的被害を中心とした福祉犯罪の取締りの強化（（警）少年課）
- インターネットの利用に起因する子どもの性被害防止のための広報啓発活動の推進（（警）少年課）
- 児童や教職員を対象としたネット安全教室の開催（（警）サイバー犯罪対策課）

## 施策2 青少年のネット被害防止対策（ネットパトロール）の推進

中学生や高校生等を対象として、いじめ、誹謗・中傷、犯罪等インターネット上のトラブルや被害に巻き込まれることを未然に防止するため、ネットパトロールを実施するなど、青少年のネット被害防止対策を推進します。

- 青少年のネット被害防止対策の推進（県民生活・文化課）

## 施策3 情報活用能力・メディア・リテラシーの学習機会の充実

情報社会において、適切な活動を行うために基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育を充実させ、女性や子どもの人権へ配慮するように指導します。

- 情報モラル教育研修への講師派遣事業の推進（（教）児童生徒課）
- 情報活用能力に係る学習機会の充実（（教）学習指導課）
- 教育用コンピュータ整備の推進（（教）教育政策課）
- 教育情報ネットワーク事業の推進（（教）教育政策課）

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### 施策の方向① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応

## 施策1 ひとり親家庭への経済・日常生活支援

困難な状況の中で子育てをするひとり親家庭を行政、関係団体、地域社会が連携してサポートします。

- 児童扶養手当の支給（児童家庭課）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（児童家庭課）
- ひとり親家庭等医療費の助成（児童家庭課）

## 施策2 ひとり親家庭への就業支援

母子家庭の母や父子家庭の父の就業による自立を支援するため、県が設置している母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークと連携して就業支援を行うとともに、就業支援講習会を実施します。

また、訓練経費の一部支給や訓練期間中の生活費負担軽減のための給付金



の支給を行います。

- 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 (児童家庭課)
- 母子家庭等自立支援給付金の支給 (児童家庭課)

### 施策3 フリーター等若年者に対する就職支援

ジョブカフェちばにおいて、フリーター等の若者を対象とした、個別相談、就職セミナー等を開催するとともに、併設するハローワーク船橋ヤングコーナーにおける職業紹介など、総合的な就職支援サービスを展開します。

また、若年無業者（ニート等）が職業的に自立できるように専門的な相談等を行うとともに、関係機関・団体とのネットワークづくりを推進します。

- 「ジョブカフェちば」における就職支援 (雇用労働課)
- 「ちば地域若者サポートステーション」における自立支援 (雇用労働課)

### 施策4 県営住宅における入居の優遇措置

母子及び父子世帯、DV被害者世帯、子育て世帯などに対して、入居募集時の抽選において、当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。

- 県営住宅における入居の優遇措置 (住宅課)

### 施策5 高齢者虐待防止対策の充実

高齢者虐待の相談・通報の受理、対応等を行う市町村及び地域包括支援センターを支援するため、職員対象の研修会を開催するとともに、困難事例等について専門職が連携して助言等を行います。

また、高齢者福祉施設及び在宅介護サービス事業者の管理者等を対象として、高齢者の権利擁護意識や高齢者虐待防止について研修を実施します。

- 高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者福祉課)

### 施策6 障害者虐待防止対策の充実

障害者虐待の未然防止・早期発見のため、市町村及び障害者福祉施設従事者等を対象とした研修会を開催します。

また、障害者虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等の取組を支援することを目的として、専門家を派遣します。

- 障害者虐待防止対策の推進 (障害福祉事業課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

## 施策の方向② 高齢者・障害者の自立に向けた支援

### 施策1 高齢者に対する相談の充実

専門員を配置し、高齢者虐待、施設での介護、高齢者の悩み事等に対する電話相談を実施します。

- 高齢者相談の実施 (高齢者福祉課)

### 施策2 地域における高齢者の見守りの普及・啓発

一人暮らしの高齢者や高齢の夫婦のみの世帯等が、孤立することなく、必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、地域における声かけや見守りなどの支え合い活動の普及・啓発を行います。

- 高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)  
の実施 (高齢者福祉課)
- 見守りネットワークの整備支援 (高齢者福祉課)

### 施策3 障害のある人の生活・就労等に関する相談・支援

障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の生活と就労の支援を行います。

また、障害者高等技術専門校において職業訓練を実施するとともに、障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、障害者の能力・適性及びニーズに対応した委託訓練を実施し、障害者の雇用を促進します。

- 障害者就業・生活支援センターによる生活・就労支援 (障害福祉事業課)
- 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練 (産業人材課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

## 施策の方向③ 外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

### 施策1 外国人にも暮らしやすい多文化共生の社会づくり

外国人県民と日本人県民との間でお互いの文化や生活習慣を理解するための意識啓発や外国人県民の地域社会への参加を推進します。

また、外国人県民が円滑な日常生活を営むため、多言語での情報提供や相談対応を行うとともに、教育、保健医療、防災・防犯等様々な分野での支援等多文化共生の社会づくりに向けた施策を展開します。

- 多文化共生社会づくりの推進 (国際課)
- 外国人県民向けの情報提供 (国際課)
- 国際理解セミナーの開催 (国際課)
- 外国人安全総合対策の推進 ((警) 国際捜査課)

### 施策2 外国人児童生徒への支援

外国人児童生徒等の母語を理解する者を学校に派遣し、外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実を図ります。

また、日本語の指導が必要な外国人児童生徒が在籍する県立学校の申請に応じて、教育相談員を派遣します。

- 外国人児童生徒への教育相談員の派遣 ((教) 学習指導課)

### 施策3 外国人のDV被害者等への支援

国際交流センター等の関係機関と連携し、外国人向けリーフレットに相談窓口に関する情報を掲載するなど、DVや相談窓口等の一層の周知を図ります。

また、一時保護所に入所した外国人に対して、必要に応じ通訳を委託して対応するほか、出入国在留管理庁など関係機関と連携し、それぞれのケースに対応した支援を充実させます。

- 外国人のDV被害者等への支援 (児童家庭課)

### 施策4 障害者・高齢者等にも暮らしやすい社会づくり

ストラップ型ヘルプマークやヘルプカード、チラシ、ポスター等の作成、配布等により、障害のある人や高齢者、妊婦等、社会生活上の配慮を求める人々

が安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

また、発達障害地域支援マネジャーを設置し、市町村に向けた地域体制整備に関する研修を実施するとともに、事業所支援として困難事例等に関する相談受付・助言を行います。

- ヘルプマークの普及・啓発 (障害者福祉推進課)
- 発達障害者地域支援マネジャー設置事業の実施 (障害福祉事業課)
- 高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト」(しない、させない、孤立化!)の実施(再掲) (高齢者福祉課)

**施策5 交通安全活動の推進**

地域における交通安全リーダーとなる高齢者を対象に研修を実施してリーダーを育成するとともに、研修終了者による情報提供ネットワークを活用し、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導など、自主的な交通安全活動を推進します。

- 交通安全リーダーの育成と自主的な交通安全活動の推進 (くらし安全推進課)

**施策6 バリアフリーの促進**

誰もが安全で快適に通行できるような歩道や鉄道駅の段差解消など、バリアフリー化に向けた整備を推進します。

また、ちばバリアフリーマップによりバリアフリー設備のある施設を紹介します。

- ちばバリアフリーマップによる県内施設のバリアフリー情報の紹介 (健康福祉指導課)
- 鉄道駅バリアフリー設備の整備支援 (交通計画課)
- 歩道のバリアフリー化の推進 (道路環境課)

| 指標名                     | 現状<br>(令和元年度) | 目標<br>(令和7年度)                 |
|-------------------------|---------------|-------------------------------|
| ちばバリアフリーマップ掲載施設数        | 1,935 施設      | 2,230 施設<br>(目標数値:年間 50 施設の増) |
| 主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合 | 95.9%         | 100%                          |

**施策7 社会生活上の困難を抱えている方への理解促進**

障害者であること、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱えている方についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

また、学校教育においては、県教育事務所及び市町村教育委員会の人権教育担当者、学校の管理職及び教諭を対象とした学校人権教育に関する研修を通

して、障害のある人、性的マイノリティ等、様々な人権課題への正しい知識を広め、教職員及び児童生徒の人権意識の向上を図ります。

- 啓発用DVDの貸出し(再掲) (健康福祉政策課)
- 人権問題研修会支援事業 (健康福祉政策課)
- 人権ユニバーサル事業 (健康福祉政策課)
- 障害者条例に基づく周知啓発活動 (障害者福祉推進課)
- 学校人権教育研究協議会 (全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事) ((教) 児童生徒課)
- 学校人権教育指導資料の作成 ((教) 児童生徒課)
- 認知症サポーターの養成 (高齢者福祉課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題6 生涯を通じた健康づくりの促進

## 施策の方向① 生涯を通じた男女の健康支援の推進

### 施策1 一人ひとりに応じた健康づくり

生活習慣病予防に向けた生活習慣の改善、性差やライフステージで異なる健康課題への対応等、県民一人ひとりが個人に合った健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、心身ともに健康であるための学びの場を提供します。

さらに、すべての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送れるよう、幅広い世代の人々が各自の興味・関心にあったスポーツを行えるような地域に密着したスポーツクラブの設立を推進することにより、成人のスポーツ実施率の向上を目指します。

- 一人ひとりに応じた健康支援事業 (健康づくり支援課)
- 生活習慣病予防支援人材育成事業 (健康づくり支援課)
- 食からはじまる健康づくり事業 (健康づくり支援課)
- 総合型地域スポーツクラブの設立支援 ((教) 体育課)

| 指標名                    | 現状<br>(令和元年度)        | 目標<br>(令和7年度) |
|------------------------|----------------------|---------------|
| 総合型地域スポーツクラブ<br>設置市町村数 | 36 市町村<br>(R2.2.1)   | 54 市町村        |
| 総合型地域スポーツクラブ会員数        | 22,252 人<br>(R2.2.1) | 増加を目指します      |
| 成人の週1回以上のスポーツ実施率       | 62.5%<br>(R2.2.1)    | 増加を目指します      |

## 施策2 思春期の子どもの心と体の健全な育成

思春期の児童生徒やその家族などを対象として、身体・性・食生活・心の問題等に関する個別相談や、健康教育を実施し、思春期の子どもの心と体の健全な育成を図ります。

また、養護教諭を対象として、健康相談の知識や技術及び組織的な支援についての研修を行い、その資質の向上を図ることで、より良い保健室経営を目指します。

- 思春期保健相談事業の実施 (児童家庭課)
- 保健室健康相談研修会の開催 ((教) 学校安全保健課)

## 施策3 自殺対策の推進

県民一人ひとりの気づきと見守りで自殺を防ぐとともに、地域の特性に応じた自殺対策を市町村、民間団体等関係機関相互の密接な連携により総合的に推進します。

- 自殺対策の推進 (健康づくり支援課)

| 指標名                                  | 現状<br>(令和元年度) | 目標<br>(令和7年度) |
|--------------------------------------|---------------|---------------|
| 自殺死亡率<br>(人口動態統計に基づく人口 10 万人当りの自殺者数) | 16.0<br>(R元年) | 減少を目指します      |

## 施策4 総合的ながん対策の推進

がんから県民の生命と健康を守るため、県民と医療・福祉関係者、行政が協力し、総合的・計画的にがん対策を推進します。

- 総合的ながん対策の推進 (健康づくり支援課)

| 指標名      | 現状<br>(令和元年度)                                                                                                       | 目標<br>(令和7年度) |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| がん検診の受診率 | 胃がん 女性 46.3% 男性 54.1%<br>肺がん 女性 48.7% 男性 53.9%<br>大腸がん 女性 42.7% 男性 47.6%<br>乳がん 女性 51.9%<br>子宮頸がん 女性 41.8%<br>(R元年) | 増加を目指します      |



## 施策５ エイズ対策の推進

青少年を中心に、正しい知識の普及・啓発、H I V抗体検査の充実を図ります。

- 青少年を中心とした講習会の開催 (疾病対策課)
- 保健所及び休日街頭検査の実施 (疾病対策課)
- 情報誌の発行 (疾病対策課)

## 施策６ 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、広範な啓発活動を実施します。

また、違法薬物の供給遮断と需要根絶を図るため、密売事案や乱用者に対する取締りを推進します。

- 不正大麻・けし撲滅運動 (薬務課)
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (薬務課)
- 麻薬覚醒剤乱用防止運動 (薬務課)
- 千葉県薬物乱用防止広報強化月間の実施 (薬務課)
- 薬物乱用防止教育研修会の開催 ((教) 学校安全保健課)
- 薬物乱用防止標語の募集 ((教) 学校安全保健課)
- 薬物乱用防止等広報啓発活動の推進 ((警) 少年課)
- 薬物事犯に対する取締り強化 ((警) 薬物銃器対策課)
- 若年層を重点とした広報啓発活動の推進 ((警) 薬物銃器対策課)

## 施策７ 学校における発達段階に応じた適切な性教育等の実施

小学生を対象としたエイズ教育用リーフレットを県教育委員会のホームページに公開・掲載し、保健学習の授業等の充実を図ります。また、性教育研修会（教職員対象）を開催し、性教育への理解を深めます。

- エイズ教育用リーフレットのホームページへの掲載 ((教) 学校安全保健課)
- 性教育研修会の実施 ((教) 学校安全保健課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題６ 生涯を通じた健康づくりの促進

### 施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援

## 施策１ 母子保健体制の充実

妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくりとして、研修会等を実施し、市町村母子保健従事者等の専門知識や資質の向上を図るとともに、母子保健推進協

議会等関係会議において、母子保健に関する健康課題の解決や関係機関の連携強化等に向けた検討を行います。

また、子どもの健やかな成長につながるよう、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費について、県と市町村が一体となり助成します。

- 母子保健推進協議会等の開催 (児童家庭課)
- 母子保健に関する研修会・講習会等の開催 (児童家庭課)
- 子ども医療費の助成 (児童家庭課)

## 施策2 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及・相談の充実

県内の大学生を対象に、自分の将来を考えてもらうきっかけとするため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識を提供するセミナーを開催します。

また、予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールを活用した相談しやすい環境を整えとともに、安心して出産等が迎えられるよう、適切な支援機関を紹介するなど、相談支援体制の整備を図ります。

- 妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するためのセミナー (子育て支援課)
- 切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業(再掲) (児童家庭課)

## 施策3 不妊や不育症に関する支援体制の充実

不妊や不育症（以下「不妊等」）で悩む夫婦等に対し、治療に関する情報提供や医療面・精神面での相談支援を行います。

また、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。

- 不妊・不育専門相談センターにおける相談の実施 (児童家庭課)
- 特定不妊治療費に対する助成 (児童家庭課)

## 施策4 周産期医療体制の充実

妊婦が安心して分娩できる医療体制を整備するため、ハイリスク妊婦の母体搬送体制及び低出生体重児などへの診療体制の充実を図ります。

- 周産期母子医療センターの運営費及び医療機関の施設・設備に対する補助 (医療整備課)
- 千葉県周産期医療審議会における検討 (医療整備課)
- 母体搬送ネットワーク及び母体搬送コーディネートによる搬送体制の充実 (医療整備課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題 7 防災・復興における男女共同参画の促進

## 施策の方向① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進 **重点**

### 施策 1 防災分野への女性の参画

地域防災計画や防災に関する計画等の策定に女性の視点を反映します。また、防災会議や防災に関する委員会、応急対策における災害対策本部等への女性の参画を促進します。また、防災分野における女性リーダー養成のための講座等を開催します。

- 県及び市町村防災会議等への女性の参画促進（防災政策課、男女共同参画課）
- 防災女性リーダー養成講座の開催（男女共同参画課）

### 施策 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興への取組のための研修

災害時に備え、市町村の防災担当部局及び男女共同参画担当部局職員を対象に、平時において、国の防災・復興ガイドラインに基づく研修や専門家等の講演会を実施するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組について普及・啓発に努めます。

- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興に関する、千葉県男女共同参画地域推進員・市町村（男女共同参画担当課及び防災担当課）職員研修等の実施（男女共同参画課）

### 施策 3 防災教育の充実

高校生等を対象に、防災についての知識を深め、災害時に適切に対応できる技術を身につけ、学校において防災のリーダーとして安全活動を推進できるようになることを目的とした講座を実施します。

- 高校生等防災教育基礎講座・高校生等防災パワーアップ講座（防災政策課）

### 施策 4 避難所における男女共同参画の促進

避難所における女性等への配慮等を盛り込んだ「災害時における避難所運営の手引き」や、国の取組指針を活用し、市町村における避難所運営マニュアルの作成を働きかけます。

市町村の避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れられるよう、**県男女共同参画課**が、県の避難所運営マニュアル作成・改定過程へ参画するとともに、災害時に、DV・性被害防止ポスターの掲示や男女共同参画に関するチェックシートの活用などにより、市町村が男女共同参画の視点を生かした避難所運営が行えるよう支援します。

- 市町村における避難所運営マニュアルの作成促進 (防災政策課)
- 県避難所運営等の防災・復興マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるための作成・改定過程への参画 (男女共同参画課)
- 避難所等における男女共同参画の視点を取り入れた市町村への取組の支援 (男女共同参画課)

## **施策5 物資の備蓄**

「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」に基づき、女性や乳幼児に必要な物資をあらかじめ備蓄します。

また、流通事業者等と協定を締結するなど、災害発生後に速やかに調達できる体制を整備します。

- 女性用品や乳幼児用品等の備蓄 (危機管理課)

## **施策6 災害時におけるDV・性被害等の相談事業**

災害時、避難所等におけるDVや性被害などについて、相談に対応します。

- **女性**相談・**男性**相談 (男女共同参画課)
- DV相談 (児童家庭課)
- 性犯罪・性被害相談 (くらし安全推進課)

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり  
基本的な課題7 防災・復興における男女共同参画の促進

## 施策の方向② 消防・防災活動における女性の活躍促進

### 施策1 災害対策コーディネーターの活動支援

より実践的な防災知識を習得できるスキルアップ講座を開催するなど、市町村と連携して、地域の防災のリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の活動への支援を行います。

○ 災害対策コーディネーターの活動支援 (防災政策課)

| 指標名              | 現状<br>(令和元年度) | 目標<br>(令和7年度) |
|------------------|---------------|---------------|
| 災害対策コーディネーター登録者数 | 1,445 人       | 増加を目指します      |

### 施策2 地域における消防活動への参画促進

地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団について、学生消防隊等と連携して若者や女性の入団促進を図るほか、装備品の整備についての助成など、市町村における消防団への参画を促進する取組を支援します。

○ 消防団活動への参画促進 (消防課)

| 指標名              | 現状<br>(令和元年度)      | 目標<br>(令和7年度) |
|------------------|--------------------|---------------|
| 県内消防団における女性消防団員数 | 591 人<br>(R 元.4.1) | 増加を目指します      |

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり

## 施策の方向① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点**

### 施策1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画課及び男女共同参画センターを核とし

た広報・啓発活動を一層推進します。

また、女性の就労、起業を支援する各種講座を開催し、関係機関等と連携して行います。

- 男女共同参画センターにおけるフェスティバルの開催 (男女共同参画課)
- 男女共同参画センターにおける情報誌「e パートナーちば」の発行 (男女共同参画課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための起業支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就労支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 女性リーダー養成講座(女性のための就農支援講座)の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 防災女性リーダー養成講座の開催(再掲) (男女共同参画課)
- 大学・企業との連携による専門講座 (男女共同参画課)
- 地域団体、産業団体等との連携による専門講座 (男女共同参画課)
- ホームページ、メールマガジン等による情報発信 (男女共同参画課)
- 関係機関等が行う研修会等の取組に対する支援 (男女共同参画課)
- あらゆる人々への意識啓発の展開 (男女共同参画課)
- 「千葉県男女共同参画地域推進員」による企画事業の実施 (男女共同参画課)
- 男女共同参画関連資料等収集及び提供 (男女共同参画課)
- 千葉県男女共同参画白書の発行 (男女共同参画課)
- 男女共同参画の推進についての出前講座の実施 (男女共同参画課)

| 指標名                                                                                  | 現状<br>(令和元年度)           | 目標<br>(令和7年度) |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合<br>(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)                               | 女性 9.7%<br>男性 18.4%     | 増加を目指します      |
| 女性の権利に関する法制度の認知度<br>男女共同参画社会基本法<br>男女雇用機会均等法<br>女子差別撤廃条約<br>(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 51.6%<br>83.5%<br>27.2% | 増加を目指します      |

## 施策2 女性と男性のための相談体制の充実

女性及び男性の総合相談窓口として、男女共同参画センターにおいて、電話相談を中心とした一般相談及びカウンセリング等の専門相談を実施します。

また、男女共同参画に関する県の施策についての苦情等を適切に処理するために設置された、男女共同参画苦情処理制度<sup>\*19</sup>の活用を図ります。

- 女性相談・男性相談(再掲) (男女共同参画課)
- 男女共同参画苦情処理制度の活用 (男女共同参画課)



※ 19 男女共同参画苦情処理制度

知事の委嘱を受けた苦情処理委員が、公平中立な立場から県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情の申出を調査し、知事に対して助言や是正の勧告を行う制度。

**施策3 市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり**

市町村や民間団体等と連携・協働しながら、あらゆる分野に男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

また、地域において県・市町村や地域住民と連携して、広報・啓発活動を行う「千葉県男女共同参画地域推進員」制度の充実を図ります。

- 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実 (男女共同参画課)
- 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議&シンポジウムの充実 (男女共同参画課)
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲) (男女共同参画課)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本的な課題8 男女共同参画への意識づくり

**施策の方向② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供**

**施策1 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供**

男女共同参画に関する県民意識の現状や課題を把握し、施策に反映させるために、意識調査を実施します。また、多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

- 県民意識調査等による県民意識の実態把握 (男女共同参画課)
- ネットワークを活用した情報収集、提供 (男女共同参画課)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
基本的な課題 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

## 施策の方向① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進

### 施策 1 学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進

学校教育の場においては、学習指導要領等に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会参画することの重要性について指導します。

また、人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童、生徒、教職員などに対し幅広く啓発活動を実施するなど、教育庁と連携し、出前講座を実施します。

さらに、学校人権教育に関する協議・研修・調査研究を通して、学校人権教育の推進・充実を図ります。

- 啓発用DVDの貸出し(再掲) (健康福祉政策課)
- 人権啓発指導者養成講座の実施 (健康福祉政策課)
- 教科、道徳、特別活動等の教職員研修の実施 ((教) 学習指導課)
- 学校人権教育研究協議会 (全体・地区別・高等学校・推進校・担当指導主事)(再掲) ((教) 児童生徒課)
- 学校人権教育指導資料の作成(再掲) ((教) 児童生徒課)
- 学校人権教育研究指定校事業の実施(再掲) ((教) 児童生徒課)
- セクシュアルハラスメントに関する実態調査の実施 ((教) 教職員課)
- セクシュアルハラスメント防止に関するリーフレットの配付 ((教) 教職員課)
- 男女共同参画の推進についての出前講座の実施(再掲) (男女共同参画課)

| 指標名                                                      | 現状<br>(令和元年度)        | 目標<br>(令和7年度) |
|----------------------------------------------------------|----------------------|---------------|
| 学校教育の場で男女の地位が平等となっていると思う人の割合<br>(男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査) | 女性 48.9%<br>男性 56.0% | 増加を目指します      |

### 施策 2 教育相談の充実

子どもと親のサポートセンターにおいて、不登校児童生徒や保護者等の教育相談を実施します。

また、公立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図り、教育相談体制の構築に努めます。

- 子どもと親のサポートセンターにおける教育相談 ((教) 児童生徒課)
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣 ((教) 児童生徒課)

### 施策3 社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進

市町村の社会人権教育関係者等に対して、男女共同参画の推進に関する研修・講座を実施します。

また、子育て中の親に対し、家庭の教育力の向上を図るための情報提供や研修講座の開催及び啓発活動に努めます。

- 社会人権教育指導者養成講座の開催 ((教) 生涯学習課)
- ウェブサイト等による情報提供 ((教) 生涯学習課)
- 家庭教育支援に関する研修講座の開催及び講座活性化の推進 ((教) 生涯学習課)
- さわやか青年教室 ((教) 生涯学習課)
- 男女共同参画の推進についての出前講座の実施(再掲) (男女共同参画課)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり  
基本的な課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

## 施策の方向② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

### 施策1 キャリア教育の充実

社会や地域の実情を踏まえるとともに、高校生の多様なニーズに対応した様々な教育活動が展開できるよう、魅力ある学校づくりを推進します。

また、高校生が、望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識・技能を身に付け、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するため、企業の現場などで学習内容や進路などに関した就業体験を実施します。

さらに、SSH(スーパーサイエンスハイスクール)※20指定校を拠点として地域の理科教育を推進し、指定校のネットワークを生かして科学的な探究活動を普及することにより、国際的な科学技術系人材の育成を目指します。

- 県立学校改革の推進 ((教) 教育政策課)
- 高校生インターンシップの推進 ((教) 学習指導課)
- 高等学校進路指導研究協議会の開催 ((教) 学習指導課)
- スーパーサイエンスハイスクール事業の実施 ((教) 学習指導課)

#### ※20 スーパーサイエンスハイスクール

将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール」として指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を平成14年度より支援する文部科学省の事業。

## 第4章 推進体制

### 1 様々な主体との連携

#### (1) 県における推進体制の充実・強化

庁内における男女共同参画推進のための組織である「千葉県男女共同参画推進本部」及びその下部組織である同本部幹事会の活用を図り、全庁的な取組を推進します。

また、外部組織である「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進について専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求め、施策の企画及び推進へ反映させていきます。

なお、男女共同参画に関する条例については、県民の意見を踏まえ、検討します。

- 千葉県男女共同参画推進本部・幹事会の開催
- 千葉県男女共同参画推進懇話会の開催

#### (2) 男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画の推進拠点である「男女共同参画センター」が、女性にも男性にも身近で利用しやすい拠点となるよう、機能の充実強化を図ります。

また、市町村男女共同参画センター等との連携を強化するとともに、未設置市町村に対し積極的な情報提供を行います。

- 男女共同参画センターの機能強化

#### (3) 市町村との連携強化

地域に最も身近な市町村と連携を図り、地域の実情に合わせた男女共同参画行政の推進を支援するとともに、効果的・効率的な男女共同参画施策の展開を図ります。

- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲)
- 市町村における推進体制づくりの支援
- 市町村における男女共同参画計画策定の支援

| 指標名                      | 現状<br>(令和元年度)      | 目標<br>(令和7年度)    |
|--------------------------|--------------------|------------------|
| 千葉県男女共同参画地域推進員設置<br>市町村数 | 44 市町村<br>(R2.4.1) | 54 市町村<br>(全市町村) |
| 男女共同参画計画策定市町村数           | 41 市町<br>(R2.4.1)  | 54 市町村<br>(全市町村) |

#### (4) 県民・民間団体等との連携強化

県民・民間団体等と連携・協働し、あらゆる分野や地域に、男女共同参画社会づくりを進めていきます。

また、千葉県男女共同参画推進連携会議女性活躍特別部会を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会として位置づけ、女性の活躍を推進します。

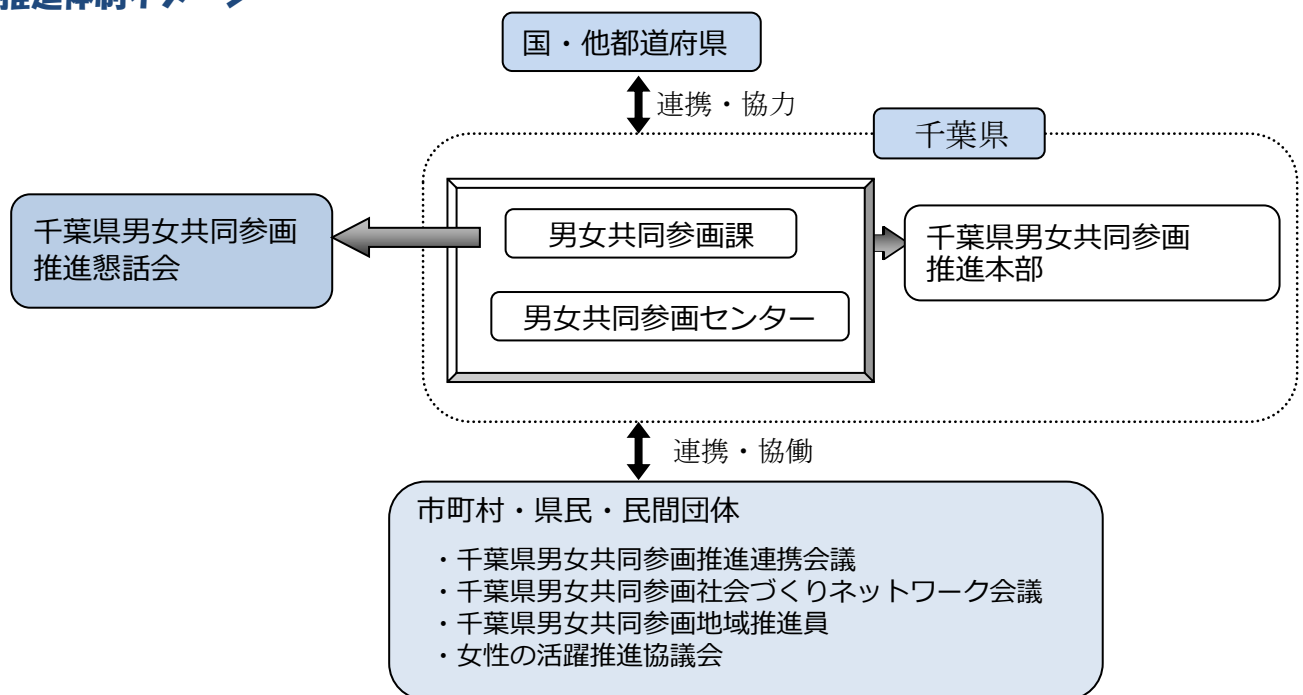
- 千葉県男女共同参画推進連携会議の充実(再掲)
- 千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実(再掲)
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲)
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会

#### (5) 国及び各都道府県との連携・協力

国における取組と整合性を保ちつつ、各都道府県と連携することにより、広域的な取組を図ります。

- 国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換

#### 推進体制イメージ



## 2 計画の適正な進行管理

毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

なお、計画の進捗状況等については、第三者委員会からの意見を聴き、適正な進行管理に努めます。

また、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

## 参 考 資 料



## 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及

びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

#### (男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

**第 19 条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

**第 20 条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第 3 章 男女共同参画会議**

**(設置)**

**第 21 条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

**第 22 条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

**第 23 条** 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

**(議長)**

**第 24 条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

**第 25 条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

**第 26 条** 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

**第 27 条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第 28 条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則**（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

**(施行期日)**

**第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

**第 2 条** 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

**附 則**（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

**(施行期日)**

**第 1 条** この法律は、内閣府の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

(1) 略

(2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

**第 28 条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（１）から（１０）まで略

（１１）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

**第 30 条** 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

**第 1 条** この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

(令和元年6月5日法律第24号による改正)

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動に

ついて家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 基本方針等

#### (基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活

躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することがで

きるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占



める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### （基準に適合する一般事業主の認定）

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができ

る。

#### （認定一般事業主の表示等）

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### （認定の取消し）

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- （1）第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- （2）この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- （3）不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### （基準に適合する認定一般事業主の認定）

**第12条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

**第13条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

**第14条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第15条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第16条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和23年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従

事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第17条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### （一般事業主に対する国の援助）

**第18条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第19条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）計画期間
- （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- （3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

#### （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第20条** 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- （1）その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- （2）その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との

両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

#### (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第21条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

#### (職業指導等の措置等)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (財政上の措置等)

**第23条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (国等からの受注機会の増大)

**第24条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

#### (啓発活動)

**第25条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

#### (情報の収集、整理及び提供)

**第26条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (協議会)

**第27条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用す

ることにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

（1）一般事業主の団体又はその連合団体

（2）学識経験者

（3）その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

#### （秘密保持義務）

**第28条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

**第29条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第5章 雑則

#### （報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

**第30条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を

することができる。

#### （公表）

**第31条** 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### （権限の委任）

**第32条** 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### （政令への委任）

**第33条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第6章 罰則

**第34条** 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第35条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（1）第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

（2）第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

**第36条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

（1）第16条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

（2）第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

（3）第16条第5項において準用する職業安定法第39

条又は第40条の規定に違反した者

**第37条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第38条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第39条** 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則

### （施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

### （この法律の失効）

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に

係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### （政令への委任）

**第3条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### （検討）

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### （社会保険労務士法の一部改正）

**第5条** 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

### （内閣府設置法の一部改正）

**第6条** 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

### （施行期日）

**第1条** この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2) ・ (3) 〔略〕
- (4) 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日
- (5) 〔略〕

### （罰則に関する経過措置）

**第34条** この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第35条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年12月政令174号により、令和2年6月1日から施行〕

(1) 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年12月政令174号により、令和4年4月1日から施行〕

(罰則に関する経過措置)

**第5条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第6条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第7条** 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 54 年（1979 年）12 月 18 日 国際連合総会で採択

昭和 60 年（1985 年）6 月 25 日 日本国批准

同年 7 月 25 日 我が国について条約の効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領

の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した

## 第一部

### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第三部

### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、こ

の目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動へ

の参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
  - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
  - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施

に参加する権利

- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第四部

##### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意

のみにより婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第五部

##### 第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これら

の者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

## 第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

## 第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

## 第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

## 第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

## 第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第六部

### 第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

## 第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託す

ることによって行う。

務総長に寄託する。

## 第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## 第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

## 第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事

# 第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

## (説明資料)

〔令和2年12月25日  
閣議決定〕

### 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

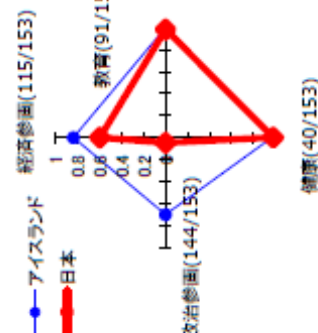
- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）

- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

### 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 「世界経済フォーラム」(タボス会議)

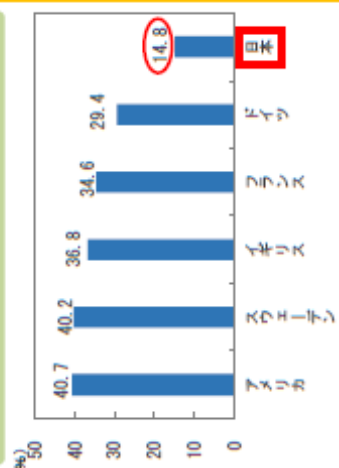
ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



| 順位  | 国名       | 値     |
|-----|----------|-------|
| 1   | アイスランド   | 0.877 |
| 2   | ノルウェー    | 0.842 |
| 3   | フィンランド   | 0.832 |
| 10  | ドイツ      | 0.787 |
| 15  | フランス     | 0.781 |
| 21  | イギリス     | 0.767 |
| 53  | アメリカ     | 0.724 |
| 106 | 中国       | 0.676 |
| 108 | 韓国       | 0.672 |
| 120 | アラブ首長国連邦 | 0.655 |
| 121 | 日本       | 0.652 |
| 122 | クウェート    | 0.650 |

#### 衆議院の女性議員比率

| 国名   | 割合(%) | クォータ制の状況                         |
|------|-------|----------------------------------|
| フランス | 39.5  | ・ 法的候補者クォータ制<br>・ 政党による自発的なクォータ制 |
| イギリス | 33.9  | ・ 政党による自発的なクォータ制                 |
| ドイツ  | 31.2  | ・ 政党による自発的なクォータ制                 |
| アメリカ | 23.4  | -                                |
| 韓国   | 19.0  | ・ 法的候補者クォータ制                     |
| 日本   | 9.9   | -                                |



(出典) 列国議会同盟(2020年10月時点)  
下段又は一階級議会における女性議員割合。

(出典) 日本の憲法、総務省「労働力調査」、その他の国は、ILO「ILOSTAT」(2020年11月時点)。いずれの国も2019年の値。

- ・ 「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する（2003年に目標設定）

- ・ この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。
- ・ 国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

#### <新しい目標>

- ◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ◆ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

- ・ 進捗が遅れている要因

- 政治分野（有権者の約52%は女性）**
  - ・ 立候補や議員活動と家庭生活との面立が困難
  - ・ 人材育成の機会の不足
  - ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

#### 経済分野

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上
- ・ **社会全体**
- ・ 固定的な性別役割分担意識



## 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

### （参考）

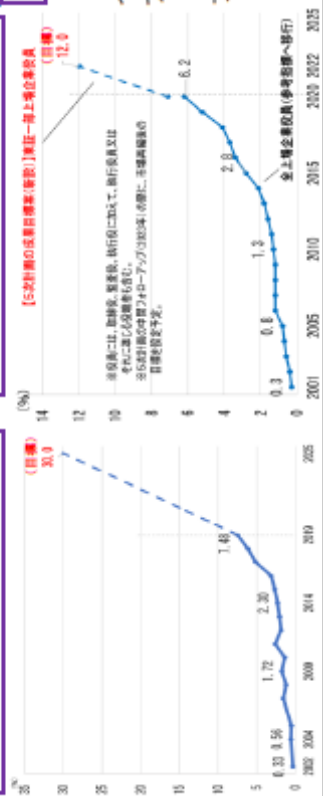
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率 22.9%  
（出典）衆議院 H P、参議院 H P より内閣府編纂
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名  
（出典）内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2020）
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合  
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%  
（出典）内閣人事局「女性国家公務員の雇用状況のフォローアップ」（2020）

## 第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

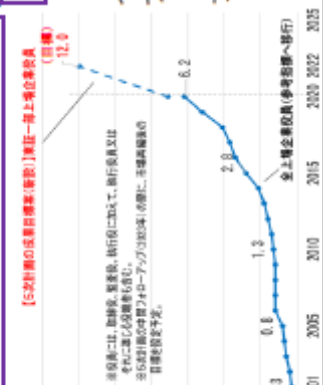
### 【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラの防止

### （参考）民間企業における男性の育児休業取得率



### （参考）衆議・参議・上場企業役員に占める女性の割合

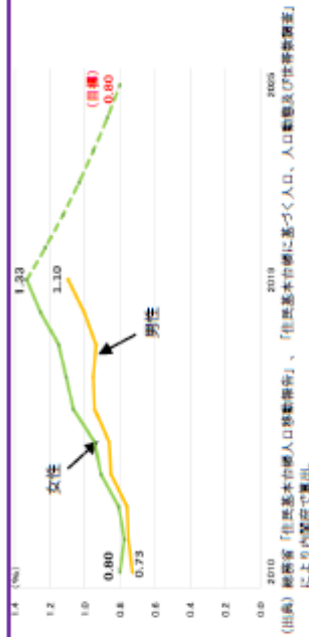


## 第3分野 地域

### 【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

### （参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合

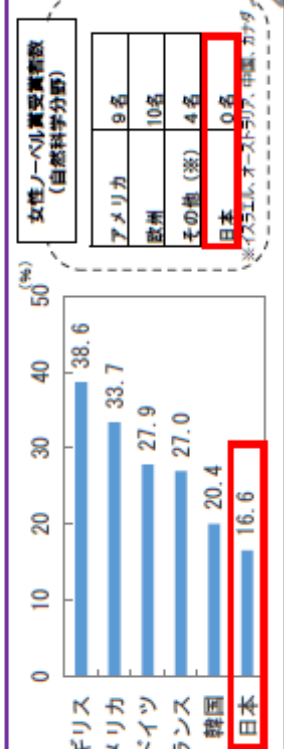


## 第4分野 科学技術・学術

### 【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

### （参考）研究職・技術職に占める女性の割合



### 女性ノーベル賞受賞者数（自然科学分野）

| 国      | 受賞者数 |
|--------|------|
| アメリカ   | 9名   |
| 欧州     | 10名  |
| その他（※） | 4名   |
| 日本     | 0名   |

（出典）ノーベル賞委員会「ノーベル賞受賞者」

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切に」「性暴力の被害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同月の1.2倍

## 第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

### 【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍  
 母子世帯数（注） 123.2万世帯（ひとり親世帯の約87%）  
 父子世帯数（注） 18.7万世帯（ひとり親世帯の約13%）  
 （注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

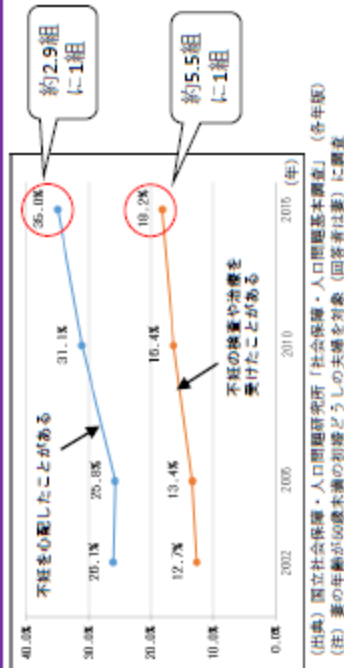
| 世帯数（2019年）    | 母子世帯                                  | 父子世帯                                  | 一般世帯（参考）                     |
|---------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|
| 就業率           | 81.8%                                 | 85.4%                                 | 女性66.0%<br>男性82.5%           |
| 就業率のうち<br>正規  | 47.7%                                 | 89.7%                                 | 女性45.9%<br>男性82.1%           |
| 就業率のうち<br>非正規 | 52.3%                                 | 10.3%                                 | 女性54.1%<br>男性17.9%           |
| 平均年間<br>就労収入  | 200万円<br>正職：300万円<br>パート・アルバイト等：132万円 | 398万円<br>正職：486万円<br>パート・アルバイト等：190万円 | 平均給与所得<br>女性280万円<br>男性321万円 |
| 養育費<br>受取率    | 24.3%                                 | 3.2%                                  | —                            |

## 第7分野 生涯を通じた健康支援

### 【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ同体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



## 第8分野 防災・復興等

### 【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- ブライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ボスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

## 第9分野 各種制度等の整備

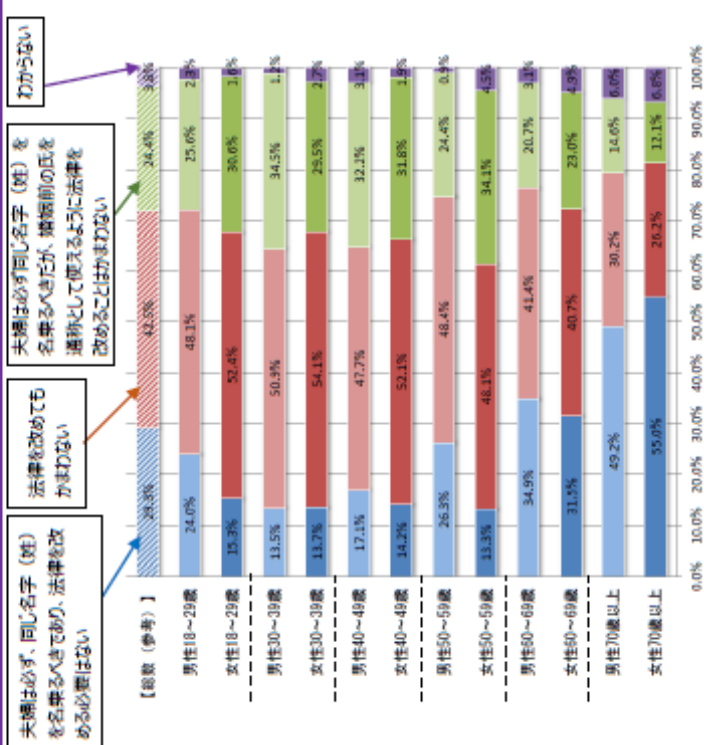
### 【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大

○夫婦の氏に関する具体的な制度的な在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

### （参考）選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」



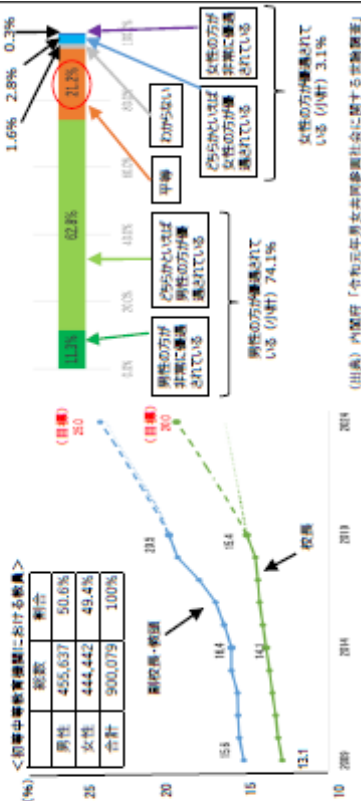
## 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

### （参考）初等中等教育機関における管理職の割合

（参考）社会全体における男女の地位の平等感



## 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協働及び貢献

### 【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

## IV 推進体制の強化

### 【ポイント】

- EBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化

## 男女共同参画に関する国内外の動き

| 西暦   | 年号   | 千葉県の動き                                                   | 国内の動き                                                                       | 世界の動き                                    |
|------|------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1975 | 昭和50 |                                                          | 9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進本部会議」「婦人問題担当室」設置                                | <b>国際婦人年</b><br>6月 国際婦人年世界会議開催(世界行動計画採択) |
| 1976 | 51   |                                                          |                                                                             | <b>国連婦人の10年</b>                          |
| 1977 | 52   | 10月 千葉県婦人問題行政連絡協議会設置                                     | 1月 国内行動計画策定<br>10月 国内行動計画前期重点目標発表<br>〃 国立婦人教育会館オープン                         |                                          |
| 1978 | 53   | 4月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置                             |                                                                             |                                          |
| 1979 | 54   | 4月 各支庁に婦人問題担当窓口を設置                                       |                                                                             | 12月 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択                 |
| 1980 | 55   | 婦人広報誌「ちばの婦人」創刊                                           | 7月 「女子差別撤廃条約」署名                                                             | 7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催                     |
| 1981 | 56   | 11月 千葉県婦人施策推進総合計画策定<br>〃 千葉県青少年婦人会館開設                    | 5月 国内行動計画後期重点目標発表                                                           | 9月 「女子差別撤廃条約」発効                          |
| 1982 | 57   | 1月 婦人問題推進のつどい開催                                          |                                                                             |                                          |
| 1983 | 58   | 10月 女性管理能力養成講座開設                                         |                                                                             |                                          |
| 1984 | 59   |                                                          | 5月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布                                                   |                                          |
| 1985 | 60   | 5月 「婦人問題に関する意識調査」実施<br>8月 千葉県婦人問題懇話会設置                   | 1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行<br>6月 「男女雇用機会均等法」公布<br>〃 「女子差別撤廃条約」批准<br>7月 同条約発効 | 7月 国連婦人の10年最終年世界会議開催(「ナイロビ将来戦略」を採択)      |
| 1986 | 61   | 1月 婦人フォーラム県大会開催<br>3月 千葉県婦人計画策定<br>10月 婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施 | 1月 「婦人問題企画推進本部」拡充<br>4月 「男女雇用機会均等法」施行                                       |                                          |
| 1987 | 62   |                                                          | 5月 新国内行動計画策定                                                                |                                          |
| 1988 | 63   | 3月 国際婦人フォーラム開催                                           |                                                                             |                                          |
| 1989 | 平成元  | 10月 「婦人問題に関する意識調査」実施                                     | 3月 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)                                                 |                                          |



| 西暦   | 年号      | 千葉県の動き                                                         | 国内の動き                                                                                                                             | 世界の動き                                 |
|------|---------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1990 | 平成<br>2 |                                                                |                                                                                                                                   | 5月 国連婦人の地位委員会<br>「ナイロビ将来戦略」<br>勧告案採択  |
| 1991 | 3       | 3月 さわやかちば女性プラン策定                                               | 5月 新国内行動計画第1次改定<br>" 「育児休業法」成立(4年4月施行)                                                                                            |                                       |
| 1992 | 4       | 4月 「青少年婦人課婦人政策室」<br>を「青少年女性課女性政策室」<br>と変更                      |                                                                                                                                   |                                       |
| 1993 | 5       | 3月 千葉県女性白書「ちば女性の<br>すがた」発刊<br>11月 「男女共同参加型社会に向<br>けての県民意識調査」実施 |                                                                                                                                   | 12月 国連「女性に対する暴<br>力の撤廃に関する宣言」採<br>択   |
| 1994 | 6       |                                                                | 6月 総理府に男女共同参画審議会<br>設置                                                                                                            |                                       |
| 1995 | 7       | 8月 第4回世界女性会議(NGO<br>フォーラム)派遣事業実施                               | 6月 育児休業法の改正<br>(介護休業制度の法制化)                                                                                                       | 9月 第4回世界女性会議「北<br>京宣言及び行動綱領」採<br>択    |
| 1996 | 8       | 3月 ちば新時代女性プラン策定<br>11月 千葉県女性センター開設                             | 7月 男女共同参画ビジョン答申<br>12月 男女共同参画2000年プラン策定                                                                                           |                                       |
| 1997 | 9       |                                                                | 3月 「男女共同参画審議会設置法」<br>公布(9年4月施行)                                                                                                   |                                       |
| 1998 | 10      | 11月 「男女共同参画社会の実現<br>に向けての県民意識調査」実施                             |                                                                                                                                   |                                       |
| 1999 | 11      |                                                                | 6月 「男女共同参画社会基本法」<br>公布・施行<br>7月 「改正男女雇用機会均等法」<br>施行<br>10月 「食料・農業・農村基本法」<br>公布、施行                                                 |                                       |
| 2000 | 12      | 4月 「青少年女性課女性政策室」<br>から「男女共同参画課」に改組                             | 12月 男女共同参画基本計画策定                                                                                                                  | 6月 女性2000年会議開催                        |
| 2001 | 13      | 3月 千葉県男女共同参画計画策定                                               | 1月 「総理府男女共同参画室」<br>から「内閣府男女共同参画局」に<br>改組<br>「男女共同参画会議」設置<br>7月 「仕事と子育て両立支援策の方<br>針」決定・施行<br>10月 「配偶者からの暴力の防止及び<br>被害者の保護に関する法律」施行 |                                       |
| 2002 | 14      | 4月 千葉県女性サポートセンタ<br>ー開設                                         |                                                                                                                                   |                                       |
| 2004 | 16      | 9月 「男女共同参画社会の実現に<br>に向けての県民意識調査」実施                             | 6月 「配偶者からの暴力の防止及び<br>被害者の保護に関する法律」改正                                                                                              |                                       |
| 2005 | 17      |                                                                | 12月 男女共同参画基本計画<br>(第2次)策定                                                                                                         | 2月 第49回国連婦人の地位<br>向上委員会/「北京+10」<br>開催 |

| 西暦   | 年号 | 千葉県の動き                                                                                                                      | 国内の動き                                                                                                | 世界の動き                                                                      |
|------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 2006 | 18 | 3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定<br>8月 ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 (2012年4月東葛飾センターを本館と統合するとともに千葉県男女共同参画センターに名称変更)<br>12月 千葉県男女共同参画計画(第2次)策定 | 6月 「男女雇用機会均等法」改正<br>(19年4月施行)                                                                        |                                                                            |
| 2007 | 19 | 2月 「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足(第1回全体会を開催)                                                                                           | 7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正<br>12月 「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針策定                                    |                                                                            |
| 2008 | 20 |                                                                                                                             | 1月 仕事と生活の調和推進室設置<br>4月 女性の参画加速プログラム決定                                                                |                                                                            |
| 2009 | 21 | 3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)策定<br>10月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施<br>11月 千葉県女性サポートセンター改築                                        |                                                                                                      |                                                                            |
| 2010 | 22 |                                                                                                                             | 6月 「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針改正<br>12月 第3次男女共同参画基本計画策定                                                  | 3月 第54回国連婦人の地位向上委員会/「北京+15」開催                                              |
| 2011 | 23 | 3月 第3次千葉県男女共同参画計画策定                                                                                                         |                                                                                                      | 1月 UN Women 正式発足                                                           |
| 2012 | 24 | 3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)策定                                                                                                 | 6月 『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定                                                                          | 2・3月 第56回国連婦人の地位向上委員会                                                      |
| 2013 | 25 |                                                                                                                             | 6月 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。<br>7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(26年1月施行)                       |                                                                            |
| 2014 | 26 | 10月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施                                                                                              | 6月 「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。                                                               | 3月 第58回国連婦人の地位向上委員会                                                        |
| 2015 | 27 |                                                                                                                             | 6月 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定<br>9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(28年4月全面施行)<br>12月 第4次男女共同参画基本計画策定         | 3月 第59回国連婦人の地位委員会/国連「北京+20」開催<br>9月 国連サミット開催「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択 |
| 2016 | 28 | 3月 第4次千葉県男女共同参画計画策定                                                                                                         | 3月 改正「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法・雇用保険法」改正(29年1月施行)<br>5月 「女性活躍促進のための重点方針2016」策定<br>12月 SDGs推進本部「SDGs実施指針」決定 |                                                                            |

| 西暦   | 年号        | 千葉県の動き                         | 国内の動き                                                                                                                                                                                   | 世界の動き z                       |
|------|-----------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 2017 | 29        | 3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）策定    | 6月 「女性活躍促進のための重点方針2017」策定<br>6月 刑法改正（7月施行）                                                                                                                                              |                               |
| 2018 | 30        | 10月 男女共同参画センターが千葉県都町合同庁舎へ移転    | 5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行<br>6月 「女性活躍促進のための重点方針2018」策定<br>7月 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布（2019年～順次施行）                                                                         |                               |
| 2019 | 31<br>令和元 | 11月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 | 6月 「女性活躍促進のための重点方針2019」策定<br>6月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正<br>6月 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正・施行<br>6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（2年4月施行）<br>12月 SDGs推進本部「SDGs実施指針」改訂 | 6月 G20大阪開催<br>「大阪首脳宣言」採択      |
| 2020 | 2         |                                | 7月 「女性活躍促進のための重点方針2020」策定<br>12月 第5次男女共同参画基本計画策定                                                                                                                                        | 3月 第64回国連婦人の地位委員会/国連「北京+25」開催 |
| 2021 | 3         | 3月 第5次次千葉県男女共同参画計画策定           |                                                                                                                                                                                         |                               |